

12 教育関係

(1) 初等中等教育

規制緩和推進3か年計画(再改定)(平成12年3月31日閣議決定)における決定内容					講ぜられた措置の概要等	備考
事項名	措置内容	実施予定時期				
		平成10年度	平成11年度	平成12年度		
不登校児や長期療養児に対するマルチメディアの活用	不登校児童生徒や病気等で長期療養中の児童生徒に対する支援の一方策としてマルチメディアの特性を生かした教育のあり方について調査研究を行い、結論を踏まえ、必要に応じて、所要の措置を講ずる。	一部措置 済 11年 3月 (調査研究・結論)	一部措置 済(調査研究の全 国化・結論)	12年度 (調査研究成果普及とともに研究内容を充実)	(文部科学省) これまでの調査研究の一定の成果の普及と調査研究内容の一層の充実を図る。また、構造改革特区制度における規制の特例措置として、通知の発出により「IT等の活用による不登校児童生徒の学習機会拡大事業」を設けた。(平成15年3月31日文部科学省大臣官房長通知14文科総234号)	
カリキュラム編成の弾力化	完全学校週5日制の下で、各学校がゆとりある教育活動を展開し、一人一人の子供たちに「生きる力」を育成する観点から、教育内容の厳選を行うとともに、「総合的な学習の時間」の設定や選択学習の幅の拡大等を行い、各学校が創意工夫を一層発揮できるようにする。	一部措置 済(学習指導要領 改訂)		12年4月 (幼稚園 について 施行、小 ・中・高 について 新学習指 導要領の一 部実施)	(文部科学省) 平成14年度より小・中学校について新学習指導要領を実施。 (なお、高等学校については平成15年度より新学習指導要領を学年進行により実施)	

(2) 高等教育

規制緩和推進3か年計画(再改定)(平成12年3月31日閣議決定)における決定内容					講ぜられた措置の概要等	備考
事項名	措置内容	実施予定時期				
		平成10年度	平成11年度	平成12年度		
学校法人及び大学設置認可の弾力化・透明化	e 併せて同審議会の専門委員の氏名を公表することとし、最低限事後の公表を実現する。			12年度 (検討・結論)	(文部科学省) 平成12年度の専門委員より、審査終了後に氏名を公表している。	
学位授与機構による単位累積加算制度	学位授与機構による単位累積加算制度について、その実施に向けて学位授与にふさわしい履修の体系的確保等に関し、学位授与機構において本格的に検討を行い、その調査研究の成果を踏まえ、大学審議会において検討を行う。	10年度 (調査研究)	11年度 (調査研究のまとめ)	12年度 (大学審議会で検討)	(文部科学省) 平成10年5月に学位授与機構において「単位累積加算による学士の学位授与制度に関する調査研究会」を組織し、調査研究の集約と制度化に向けた課題の検討を進め、平成12年3月に調査研究報告書がとりまとめられた。この報告書を踏まえ、大学審議会で議論が行われ、平成12年10月の「グローバル化時代に求められる高等教育の在り方について(答申)」で、今後、学習者自身による主体的な学習設計を尊重しながらも、学位授与にふさわしい体系的な履修を確保する観点から、更に検討する必要があるとされ、引き続き、大学評価・学位授与機構において調査研究が行われている。	

規制緩和推進3か年計画(再改定)(平成12年3月31日閣議決定)における決定内容					講ぜられた措置の概要等	備考
事項名	措置内容	実施予定時期				
		平成10年度	平成11年度	平成12年度		
外国人留学生の受入れ促進	現在検討中の日本語能力試験に代わる新たな試験について、実施回数の複数化、実施場所の大幅な拡充など、その実施回数、場所、内容、方法等について見直しを行い、遅くとも平成14年度からより利用しやすい試験制度として実施する。			12年度(検討)	(文部科学省) 平成12年8月に取りまとめた報告書「日本留学のための新たな試験について-渡日前入学許可の実現に向けて-」を踏まえ、平成13年度において、国内外において実施され、渡日前に入学許可を得ることを可能とするため、「日本語能力試験」に代わる「日本留学試験」の実施のための具体的な方策について、さらに調査研究を進めるとともに、試行試験を実施。平成14年度において、試行試験の実施結果等も反映しつつ、(財)日本国際教育協会が日本留学試験(年2回)を国内及び国外で9の国・地域14都市において実施した。	
)留学生の便宜を顧慮して、渡日前の奨学金予約制度を一層促進する。			12年度(実施)	(文部科学省) 平成14年度より導入された「日本留学試験」において、優秀な成績を修め、日本の大学等に留学する私費外国人留学生に対し、私費外国人留学生学習奨励費の給付予約者として取扱うこととした。なお、平成14年度における予約者対象人数は600人程度となる見込み。	
)現在検討中の日本語能力試験に代わる新たな試験を広く実施することによって、渡日前入学許可を促進する。			12年度(検討)	(文部科学省) 平成12年8月に取りまとめた報告書「日本留学のための新たな試験について-渡日前入学許可の実現に向けて-」を踏まえ、日本語能力試験に代わり、渡日前に入学許可を得ることを可能とした「日本留学試験」を(財)日本国際教育協会において、平成14年度より本格的な実施を開始した。	

規制緩和推進3か年計画（再改定）（平成12年3月31日閣議決定）における決定内容					講ぜられた措置の概要等	備考
事項名	措置内容	実施予定時期				
		平成10年度	平成11年度	平成12年度		
	12年の教育課程を修了していない者であっても、日本語能力も含めて我が国の高等学校卒業生と同程度の学力を有すると認められ日本の大学教育を受けるに十分な能力を有する外国人留学生に対しては、より適切な方法でその学力を判定する方策を検討し、準備教育課程を経ることなく大学入学が可能となる道を開くため、所要の措置を講ずる。			12年度（検討開始）	（文部科学省） 大学審議会答申「グローバル化時代における高等教育の在り方について」（平成12年11月22日）において、外国において学校教育における12年の課程を修了していない留学生について、適切な方法で学力を判定することにより、準備教育課程を経ることなく我が国の大学への入学が可能となるための方策について検討することが必要である旨提言されており、引き続き検討することとしている。	
学校経営の自由化・弾力化	学校債発行等による学校法人の経営基盤の強化が一層促進されるよう、文部省管理局振興課長通知（昭和29年10月13日）を廃止又は改正し、学校債発行のルールを明確化・透明化する。			12年度（措置）	（文部科学省） 「学校債の発行について」（平成13年文部科学省高等教育局私学部私学行政課長通知13高私行第5号）により、学校債の発行対象について卒業生等に限定することなく、広く一般人も対象とすることを明確化した。	
	学校法人が出資により株式会社を設立する場合のルールを明確化し、大学の教育研究活動と緊密な関係を有する事業など一定範囲の事業について、その発行済株式総数の2分の1以上を学校法人が保有する株式会社（子会社）の設立が認められることを明確にする。			12年度（措置）	（文部科学省） 「学校法人の出資による会社の設立等について」（平成13年文部科学省高等教育局私学部私学行政課長通知13高私行第5号）により学校法人が出資により株式会社を設立する場合のルールを明確化し、一定範囲の事業について、その発行済株式総数の2分の1以上を学校法人が保有する株式会社（子会社）の設立が認められることを明確にした。	
	学校法人の情報公開やその経営の健全性確保の観点から、上記の株式会社（子会社）の状況を学校法人の財務諸表中に開示することについて、併せて検討する。			12年度（検討・結論）	（文部科学省） 「学校法人の出資による会社の設立等に伴う財務計算に関する書類の作成について」（平成14年文部科学省高等教育局私学部参事官通知13高私参第1号）により、学校法人に対し貸借対照表の脚注として記載することを通知した。	

規制緩和推進3か年計画(再改定)(平成12年3月31日閣議決定)における決定内容					講ぜられた措置の概要等	備考
事項名	措置内容	実施予定時期				
		平成10年度	平成11年度	平成12年度		
22 国立大学と企業の共同研究・受託研究	これまでに講じられてきた制度改善や規制緩和措置について、マニュアル等の形でより明確に示すとともに、関係教職員に対する研修の充実などを図ることにより、大学の各学部・研究所等の現場まで十分に徹底されるよう措置を講ずる。			12年度 (措置)	(文部科学省) 平成13年度に関係職員向けのマニュアルとしての「産学連携事務入門」(平成13年6月)や兼業等についてマニュアル(平成14年3月)を作成し、国立大学等研究協力部課長会議(平成14年6月4日)、国立大学等研究協力事務担当者研修(平成14年11月5日~8日)等の関係職員向けの研修において周知を図っているほか、文部科学省のホームページにおいても公開している。なお、「産学連携事務入門」については、制度改正に伴い、随時更新している。	